

品川区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月30日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区規則第42号

品川区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

品川区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則(平成18年品川区規則第41号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(裏)および第5号様式(裏)中「80万9,000円」を「82万6,500円」に改める。

第29号様式中「第43条の5第1項」を「第47条第1項」に改める。

第30号様式中「第43条の5第6項」を「第47条第6項」に改める。

第31号様式中「第43条の5第1項」を「第47条第1項」に改める。

第32号様式中「第43条の5第6項」を「第47条第6項」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式、第5号様式、第29号様式および第30号様式による用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお当分の間使用することができる。